# 10月から児童手当の内容が拡充されます！

問住民課　(57)4141

令和６年10月(令和６年12月支給分)から児童手当制度が次のように変わります。

(１) 所得制限の撤廃
(所得上限を超えたことにより手当を受給できていなかった方も、申請いただければ支給されます)

(２) 支給対象児童の年齢を「中学生(15歳到達後の最初の年度末まで)」から「高校生年代(18歳到達後の最初の年度末まで)」に延長

(３) 第３子以降の手当額(多子加算)を月３万円に増額

(４) 第３子以降の算定に含める子の対象の年齢を「18歳到達後の最初の年度末まで」から「22歳到達後の最初の年度末まで」に延長

(５) 支給回数を年６回に変更(２・４・６・８・10・12月)

## ●次の方は住民課に申請が必要です。

・高校生年代までのお子様を養育していて、野木町から児童手当を受けていない方
・現在児童手当を受給していて、児童の兄姉等(平成14年４月２日～平成18年４月１日生まれ)を含めると３人以上のお子様を養育している方
・現在児童手当を受給していて、高校生年代までの児童を３人以上養育しているが、高校生年代の児童が多子加算の算定児童になっていない方(３人目以降の手当が多子加算になっていない方)

※算定児童になっているかご不明な場合は、住民課にお問い合わせください。

◆施設・里親で養育している方は、個別にご相談ください。
◆児童手当を受給できるのは、支給対象児童の養育者(父母等)のうち、所得の高い方になります。
◆養育者(父母等)のうち所得の高い方が公務員の場合は、勤務先にお問い合わせください。
◆児童手当制度拡充の詳細については、右記二次元バーコードより町HPをご覧ください。

## ●申請が必要な方で、令和６年12月の支給に反映するためには、令和６年11月８日(金)(必着)までの申請が必要です。

期限を過ぎてから申請された場合は、申請時期によって次回以降の支給時に内容をさかのぼって反映して支給します。
なお、申請期限は令和７年３月31日(月)(必着)です。

## 広報連絡委員レポート№461

### 断捨離生活

新橋地区　広報連絡委員　松原　正代

最近、断捨離を始めた。まずは、大量の余り毛糸と布、刺繍糸の整理から始めた。余った毛糸で孫の帽子を編んだり、無地で味気なかったテーブルクロスに刺繍をしたり、意外と楽しみながら進めている。

元はと言えば、実家の売却の際にものが多すぎて困ったことから、元気な内に何とかしておこうと思い立ったからだ。

このままでは、いざという時に子供達に面倒をかけることは目に見えている。できることから始めようと思った。

私の住んでいるローズタウンは他の地区と比べても少子高齢化が最も進んでいる地区のひとつと言える。周りにも空き家がぽつぽつと目立ってきている。空き家でなくとも、老夫婦二人暮らし(我が家もです)か、老人の一人暮らしが増えている。30年間ご近所づきあいをしてきたので、皆、助け合いの精神は持っているが、お互い老体となってきているため、難しいことが多くある。施設へ入ったり、子供の近くへ引っ越したりして、空き家となってしまうことが現実だ。我が家も今後、子供達が住む予定もなく、２年前にバリアフリーに改築した。

明日のことはわからない。気長に楽しみながら、この断捨離生活を続けていこうと思っている。